

御嵩町公告契約第32号

下記の工事について、条件付き一般競争入札を行うので、御嵩町契約規則(昭和39年御嵩町規則第7号)第2条及び第3条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年7月2日

御嵩町長 渡辺 幸伸

1. 入札に関する事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 仕様書番号 | 御建土第7維-7号 |
| (2) 工事名 | 町道中37号線舗装工事 |
| (3) 履行等場所 | 御嵩町中地内 |
| (4) 工事概要 | 施工延長 B区間 L=805.4m
舗装工
表層工 B区間(急勾配区間) A=551m ² 、B区間(急勾配除く) A=4,150m ²
基層工 B区間(急勾配除く) A=4,150m ²
上層路盤工(瀝青安定処理) B区間(急勾配区間) A=551m ²
不陸整正工 B区間(急勾配区間) A=551m ² 、
B区間(急勾配除く) A=4,150m ²
構造物撤去工 一式
仮設工 一式 |
| (5) 履行期間 | 契約締結日 から 令和8年3月23日 まで |
| (6) 予定価格 | 事後公表 |
| (7) 低入札調査価格 | あり |
| (8) 最低制限価格 | 無し |
| (9) 内訳書の提出 | 必要※内訳書の提出がない場合、入札は無効となりますので、ご注意ください。 |
| (10) 入札保証金 | 免除 |
| (11) 入札方法 | 【電子入札】
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。 |
| (12) 契約方法 | 本契約は原則、電子契約にて行います。 |

2. 入札参加資格

必要な建設業の許可											
特定・一般（舗装工事業）											
業種及び総合評定値											
業種：工事請負【ほ装】											
・御嵩町競争入札参加資格者名簿において、上記の営業品目の登録があること。 ・本工事の公告日において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する上記業種について、下記の地域区分ごとの総合評定値を満たしていること。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>町内A</th> <th>町内B</th> <th>可 茂</th> <th>県 内</th> <th>県 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600 点以上</td> <td>600 点以上</td> <td>700 点以上 900 点未満</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>	町内A	町内B	可 茂	県 内	県 外	600 点以上	600 点以上	700 点以上 900 点未満	対象外	対象外
町内A	町内B	可 茂	県 内	県 外							
600 点以上	600 点以上	700 点以上 900 点未満	対象外	対象外							
施工実績に関する条件											
該当なし											
配置技術者に関する条件											
該当なし											
事業所の所在地に関する条件											
該当なし											
設計業務等の受託者等											
該当なし											
その他の条件											
(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。 (2) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成 4 年訓令甲第 8 号）に基づく資格停止期間中でないこと。 (3) この業務に対応する各技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に従い適切に配置できること。 (4) 法人町民税その他の地方税を滞納していないこと。 (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者でないこと又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていないこと。 (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者でないこと。 (7) 御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年訓令甲第 41 号）」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。											

3. 担当課

区分	担当課名	電話番号	所在地
入札担当課	御嵩町総務部総務課財政係	0574-67-2111(内線 2306)	〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩
業務担当課	御嵩町建設部建設課土木係	0574-67-2111(内線 2162)	1239-1

4. 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の見学	令和7年7月2日(水) 午後4時から 落札決定した日まで	御嵩町ホームページ又は 電子入札システムからダ ウンロード
質疑の受付	令和7年7月2日(水) 午後4時から 令和7年7月8日(火) 正午まで	ホームページ上の入力フ ォームによる方法
回答書の見学	回答対応したものから順次、御嵩町ホームページにて	
入札参加申請	令和7年7月2日(水) 午後4時から 令和7年7月11日(金) 午後4時まで	電子入札システムによる 申請
参加資格の確認	令和7年7月14日(月) 午前9時から	電子入札システムによる
入札書提出受付	令和7年7月18日(金) 午前9時から 令和7年7月22日(火) 午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和7年7月23日(水) 午前11時30分 から	電子入札システムによる 御嵩町役場本庁舎2階

※紙入札者の場合は、各書類の提出は持参のみとし、郵送又は電送によるものは受け付けません(期間・期日は同じ)。

※質疑の受付(町HP > 事業者の方 > 入札情報 > 入札に係る質問方法について)

5. 余裕期間設定工事

余裕期間設定工事の場合、次の各号を適用する。

- (1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工事開始日を任意に設定することができる。
- (2) 工事開始日は、休日を指定することはできない。工期の末日が休日となる工事開始日の設定もできない。
- (3) 受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に、発注者が指定する様式により、工事開始日を通知すること。
- (4) 余裕期間は、主任技術者又は監理技術者、現場代理人を設置することを要しない。
- (5) 余裕期間は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手してはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- (6) 低入札価格調査等により、工事開始期限日以降に契約を締結することとなった場合には、余裕期間を設定することはできない。
- (7) 前払金は、工事開始日以降に請求できるものとする。

6. その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。また、入札者が一人だけの場合は、入札を中止することがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。
- (2) 申請書の提出、設計図書等の閲覧等の手続は、上記入札日程のうち、日曜日、土曜日、祝日その他役場の休日を除く日とする。(電子入札にあっては、電子入札システムによる。)
- (3) 低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

- (4) 関係様式は、御嵩町ホームページからダウンロードするか、御嵩町総務課窓口で配布を受けること。

※注意事項

- (1) 「町内業者A」とは、御嵩町内に本店を有する者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから御嵩町内における営業年数が3年以上あり、かつ、御嵩町競争入札参加資格審査要領（平成16年訓令甲第18号）第7条第1項に規定する名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者をいう。
- (2) 「町内業者B」とは、御嵩町内に従業員を常勤させている営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所であって、本店以外のものをいう。以下同じ。）を置いている者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから御嵩町内における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。
- (3) 「可茂地区業者」とは、可児市、美濃加茂市及び加茂郡内に本店又は営業所を置いている者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから、それぞれの市町村における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。
- (4) 「県内業者」とは、岐阜県内に本店又は営業所を置いている者であって、町内業者及び可茂地区業者以外の者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから、岐阜県内における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。
- (5) 「県外業者」とは、岐阜県外に本店又は営業所を置いている者であって、町内業者及び可茂地区業者及び県内業者以外の者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから、岐阜県外における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。

以上